

四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 4 6 号

四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成 5 年四日市市規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 号様式及び第 1 1 号様式を次のように改める。

登録証・許可証再交付申請書

年 月 日

四日市市長

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 _____

四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第15条の2第3項の規定により、	
<input type="checkbox"/> 引取業者 <input type="checkbox"/> フロン類回収業者 の登録証	の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。
<input type="checkbox"/> 解体業 <input type="checkbox"/> 破砕業 の許可証	

登録・許可番号	登録・許可 (更新) 年月日	年 月 日
再交付申請の理由	1. 亡失 2. き損 3. その他 (該当するものを○で囲む)	亡失・き損等の顛末 (日時・場所等)

備考

- 1：き損の場合は、き損した登録証・許可証を添付すること。
- 2：亡失した登録証・許可証を発見した場合は、直ちに市長に返還すること。
- 3：様式の大きさはA4とすること。

廃業（一部廃止）届出書

年 月 日

四日市市長

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 _____

使用済自動車の再資源化等に関する法律	<input type="checkbox"/> 第48条第1項	(引取業)
	<input type="checkbox"/> 第59条において準用する同法第48条第1項	(フロン類回収業)
	<input type="checkbox"/> 第64条	(解体業)
	<input type="checkbox"/> 第72条において準用する同法第64条	(破砕業)
の規定により、次のとおり届け出ます。		

廃業（一部廃止）した、登録又は許可を受けた者	住所		
	氏名	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
	電話番号		
登録・許可番号		登録・許可（更新） 年月日	年 月 日
廃止（一部廃止）する事業の範囲			
廃業（一部廃止）の日	年 月 日		
廃止（一部廃止）の理由	1. 死亡 2. 法人の合併による消滅 3. 法人の破産による解散 4. 法人の解散(合併及び破産以外の理由) 5. 個人経営の法人化による消滅 6. 四日市市内における業の廃止 (該当するものを○で囲む)		

備考

1：廃業等の理由が6以外である場合の届出者は、次のとおりとする。

1. 死亡（個人経営の場合）	相続人
2. 法人の合併による消滅	法人を代表する役員であった者
3. 法人の破産による解散	破産管財人
4. 法人の解散(合併及び破産以外の理由)	清算人
5. 個人経営の法人化による消滅	個人

2：失効した登録証又は許可証を添付すること。

3：様式の大きさはA4とすること。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

(環境部生活環境課)